



■ 特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)が策定されました

(1) 計画期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日

(2) 実施区域 三重県内全域

(3) 保護管理の目標

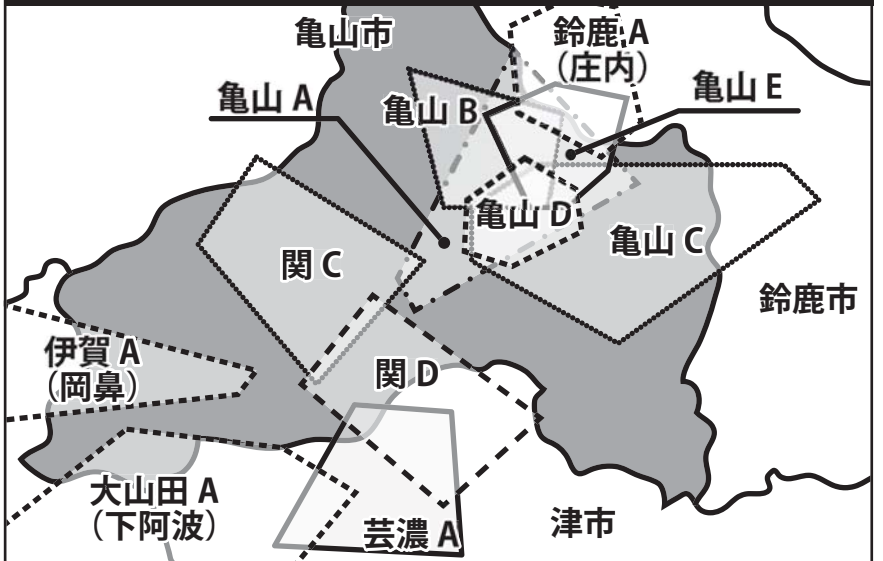
1. 農作物被害を減少させる。
(当面の目標) 平成24年度被害額の約70%(8700万円以下)に減少させる。
2. 地域個体群を安定的に維持させる。

(4) 目標達成のための方策

1. 被害防除対策
県、市町、関係団体、住民が連携して、地域ぐるみの追い払いの実施や侵入防止柵の設置等を実施する。
2. 加害レベルに応じた対策(※1)
加害レベルに応じた被害防除対策を実施する。
3. 地域ごとの計画の策定
個体数調整のための捕獲を行う場合は、地域実施計画を市町が定める。
4. モニタリング調査等の実施

群れの生息動向や被害対策の効果の検証のため、県・市町等が連携し実施する。

亀山市附近の群れの分布状況



	加害レベル		加害レベル		加害レベル
鈴鹿A(庄内)	5	亀山D	4	芸濃A	3
亀山A	4	亀山E	4	伊賀A(岡鼻)	4
亀山B	4	関C	4	大山田A(下阿波)	3
亀山C	4	関D	3		

(※1) 加害レベルに応じた対策

加害レベル	被害等の状況	主な対策
レベル1	サルの群れが生息するが、ほとんど被害が出ることはない。稀に少数のサルが林縁部の柿や栗等を食害している。	常時被害まで至っておらず、ニホンザルが集落に近づかない習慣付けが必要。 出没時には、ロケット花火・パチンコ等を用いて追い払いを行い、ニホンザルが集落を危険視する習慣付けを行う。
レベル2	群れの一部の個体が、季節的に森の中の果樹園やシイタケ、タケノコ等を食害する。少数の個体が林縁部の野菜等を食害している。農耕地に群れ全体が出てくるようなことはない。被害作物は、限定的。	被害程度は軽微な場合で、ニホンザルを集落に近づかせない対策が必要。 出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて、積極的に追い払いを行う。
レベル3	群れの大半の個体が農耕地に出てきて、農作物を食害している。被害発生は、季節的で、人家の軒下近くまで現れるようになる。	出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて積極的に追い払いを行うとともに、電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐことが効果的。必要に応じて有害鳥獣捕獲の実施を行う。
レベル4	群れ全体が、通年耕作地の近くに生息しており、常時食害がある。果樹園等の被害が増加し、また、冬の落ち穂拾い等が常習化している。被害作物が多様化し、一年中被害が出ている。	追い払いに加えて電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、必要に応じて、有害鳥獣捕獲の実施を行い、群れの状況によっては、個体数調整による捕獲も実施する。
レベル5	農耕地への出没が常態化し、集落や人家の中に入り込む場合も多い。サルの人馴れが進み、人を威嚇したり、人身被害の恐れがある。	大個体群の出没が常態化している場合は、追い払い・電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、必要に応じて、有害鳥獣捕獲の実施や、個体数調整による捕獲を実施する。

(参考) 主な野生獣による農作物被害額と捕獲頭数(三重県・亀山市)

年度	三重県(亀山市)									
	イノシシ			ニホンジカ				ニホンザル		
	被害額	獲得頭数			被害額	獲得頭数			被害額	獲得頭数
	狩猟	有害	総数	狩猟	有害	総数	被害額	有害		
H20	126,452(424)	5,722(251)	2,540(26)	8,262(277)	122,883(284)	6,561(429)	3,101(107)	9,662(536)	150,346(1,245)	1,081(15)
H21	145,947(1,203)	4,952(165)	2,482(40)	7,434(205)	142,406(1,108)	6,221(537)	4,758(156)	10,979(693)	140,139(342)	1,064(43)
H22	194,241(1,071)	7,165(296)	3,954(20)	11,119(316)	122,421(1,284)	9,152(545)	6,241(0)	15,393(545)	120,898(1,958)	1,353(0)
H23	184,102(2,020)	6,633(216)	3,102(22)	9,735(238)	134,836(1,208)	8,765(511)	6,025(114)	14,790(625)	144,302(2,219)	1,148(61)
H24	151,094(1,322)	6,316(147)	5,614(40)	11,930(187)	85,486(1,181)	9,631(498)	7,898(167)	17,529(665)	124,288(1,853)	1,377(68)

(注1) イノシシについては、平成22年度から、特定鳥獣保護管理計画が策定され、平成24年度から平成28年度の第2期で農林業被害額を7600万円(平成18年度の被害額)以下に、ニホンジカについては、平成14年度から特定鳥獣保護管理計画が策定され、平成24年度から平成28年度の第3期で目標生息密度を3頭/km²程度(1万頭程度)にすることを保護管理の目標としている。

(注2) 狩猟鳥獣は、我が国に生息していると考えられる約550種の鳥類、約80種の獣類(モグラ・ネズミ類海棲哺乳類を入れた場合は約160種)の中から、狩猟対象としての資源性(肉又は毛皮の利用など)、生活環境、農林水産業又は生態系に対する害性の程度、個体数などを踏まえて、狩猟鳥類29種、狩猟獣類20種の合計49種が定められている。